公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第１４９号
京都市西京区樫原下ノ町２番地の４
債務者　村口　太一
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井越　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月28日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２０２号
京都市西京区大枝沓掛町13番地202
債務者　カンクラミュージックプロこと　井上貴司
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月28日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２０号
青森県弘前市大字新寺町88番地４　サンアベニュー新寺町103号
債務者　須藤　順子
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内　賢二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月10日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第１６０９号
埼玉県新座市東北１丁目３番３号　マロニエ201号室
債務者　新垣　裕次
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚信之介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月４日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８８号
埼玉県比企郡川島町大字芝沼118番地
債務者　深谷　時子
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小原　千代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月５日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２２１号
京都市中京区堀川通六角下る壺屋町247番地
ＩＬ　ＲＯＳＳＯ堀川六角903号
債務者　奥村　興
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月５日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１６５３号
埼玉県新座市栄４丁目４番10号
債務者　緒方　正之（旧姓永田）
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅原　啓高
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月10日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６号
三重県南牟婁郡紀宝町成川714番地１　和光荘５号
債務者　森岡　良江
1　決定年月日時　平成29年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　健治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２９年（フ）第８号
広島県竹原市港町１丁目２番１号
債務者　福井伸二朗
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相原新太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第３２７号
北海道函館市銭亀町210番地216
債務者　中橋　生真
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　惇紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０５号
相模原市中央区相模原２丁目12番24―509号
債務者　京谷　鈴代
1　決定年月日時　平成29年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松坂　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第９号
岐阜県可児郡御嵩町御嵩1735番地２、前住所岐阜県可児市皐ケ丘８丁目183番地
債務者　小嶋　孝徳
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　友美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月４日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第２６号
北海道小樽市奥沢５丁目４番６号、前住所北海道小樽市石山町18番２号
債務者　阿部　佳則
1　決定年月日時　平成29年４月11日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齊藤　佑揮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第２８号
長野県松本市神田１丁目33番23号
債務者　小池　一彰
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　威明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第３６３号
埼玉県比企郡吉見町大字古名61番地
債務者　久保田典之
1　決定年月日時　平成29年４月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　道子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３５５号
名古屋市中川区野田１丁目690番地　フタムラビル201号
債務者　二村　正幸
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉坂　華
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月19日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４８８号
北海道苫小牧市字糸井147番地の22
債務者　加藤　健二
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木貴教
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部